

## 寄附金の税制優遇について

公益財団法人日本文化興隆財団

当財団は、平成 30 年 7 月 1 日に公益財団法人の認定を受けました。

これにより、当財団に寄附いただいた場合、所得税、法人税の税制上の優遇措置を受けることができます。

### ■個人による寄附

#### 1 所得税

当財団への寄附金は、「所得控除」の寄附金控除を受けることができます。

##### ○所得控除の計算

$(\text{寄附金合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{所得税率} = \text{寄附金控除額}$

※寄附金合計額は、年間所得金額の 40%が限度額になります。

※所得税率は、年間の所得金額によって異なります。所得税率については、国税庁のホームページを参照ください。

#### 2 個人住民税

当財団は、東京都の条例で指定した寄附金の対象となりますので、東京都内在住の方がお支払いされた寄附金は、個人住民税の軽減措置（寄附金控除）の対象となります。

寄附金額から 2,000 円を差し引いた額を元に、4%が個人東京都民税の税額控除となります。所得税の確定申告の際に、個人住民税の寄附控除も合わせて申告できます。

上限額は、年間所得の 30%までとなります。

上記、1 所得税、2 個人住民税の寄附控除を受けるためには、確定申告が必要です。

当財団が発行する領収証を確定申告の際に合わせてご提出ください。

### ■法人による寄附

当財団に対する寄附金は、一般の寄附金とは別枠で、以下の金額を限度として、損金算入することができます。

$\text{損金算入限度額} = (\text{資本金等の金額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \div 2$

※資本金等の金額は、資本の金額と資本積立金の合計額を指します。

限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。

寄附金を損金に算入するには、確定申告書に寄附金額を記載し、領収書をご提出ください。

詳しくは、お近くの税務署、税理士までご確認ください。